

2 個別労働関係紛争事件の概要

前年からの繰越しは1件、新規申請は9件で、全て労働者からの申請だった。

そのうち、3件は解決、1件は取下げ、2件は打切り、3件は不開始で終結し、1件は繰越しになった。

(1) 年次別取扱状況

区分		年	元	2	3	4	5
取扱件数	前年からの繰越し				2		1
	新規申請		3	4	2	6	9
	合 計		3	4	4	6	10
		うち使用者申請件数					
終結区分別件数	終結	解決	1	1	2	2	3
		取下げ					1
		打切り（不調）					2
		不開始	2	1	2	3	3
		合 計	3	2	4	5	9
	翌年に繰越し			2		1	1

(2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

大分類	年	元	2	3	4	5
農業、林業						
漁業						
鉱業、採石業、砂利採取業						
建設業						
製造業		1	1		1	1
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業					1	
卸売業、小売業			1			
金融業、保険業		1				
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業					1	
宿泊業、飲食サービス業						1
生活関連サービス業、娯楽業						2
教育、学習支援業				1		
医療、福祉			1	1	2	4
複合サービス事業						
サービス業(他に分類されないもの)		1	1		1	1
公務(他に分類されるものを除く)						
分類不能の産業						
合 計		3	4	2	6	9

(3) 新規取扱事件の企業規模別（従業員数）取扱状況

企業規模	年	元	2	3	4	5
9人未満		1			1	5
9～50人未満			2	1	4	3
50～100人未満		1				
100～300人未満			1			1
300～500人未満					1	
500人以上		1	1	1		
未調査						
合計		3	4	2	6	9

※ 令和4年版から国への報告との整合性をとり、区分変更を行った。

(4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

調整事項	年	元	2	3	4	5
経営又は人事		2	2	2	1	4
普通解雇		1	1		1	1
退職強要		1				
解雇以外の懲戒処分						1
退職			1	2		2
賃金等			3	3	1	10
賃金未払			2	1	1	6
一時金			1	1		
退職一時金				1		1
休業手当						1
その他賃金						2
労働条件等			2	3		8
労働契約				1		
休日・休暇			1	1		
年次有給休暇				1		3
時間外労働						2
安全・衛生			1			
その他の労働条件等						3
職場の人間関係		2	2	1	4	4
パワハラ・嫌がらせ		2	2	1	4	4
その他			1			
合計		4	10	9	6	26

※ 点線内の数字は、内数である。

※ 令和4年版から国への報告との整合性をとり、区分変更を行った。

(5) あっせん員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

処理日数	年	元	2	3	4	5
10日以内						1
11～20日			1	1	1	
21～30日		1			1	5
31～40日				1		
41～50日						
51～60日						
61～70日						
71～80日						
81日以上						
合計		1	1	2	2	6
総処理日数		29	19	53	40	119
平均日数		29	19	26	20	19

(6) 事件一覧

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				あっせん員 指名年月日				
1	令和4年 (個) 第6号 あっせん 【学術研究、専門・ 技術サービス業】	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられたことに対する謝罪 〔パワハラ・嫌がらせ〕 ・退職金、退職慰労金、残業代の請求及び慰謝料の請求 〔退職一時金〕〔賃金未払〕 	労	4.11.16	打切り	1	25	白井 松本 川上(裕) 篠崎
				4.12.26				
				5.1.19				
		〔いじめに対する謝罪及び外国出張時における業務時間外労働における未払残業代等の支払を求めた事案〕 あっせん員は、いじめについて労使双方の事実認識に大きな隔たりがあり、被申請者が金銭の支払には一切応じられないと主張したため、あっせンを打切りとした。						
2	令和5年 (個) 第1号 あっせん 【医療、福祉】	<ul style="list-style-type: none"> ・解雇の撤回、継続勤務 〔普通解雇〕 ・未払賃金の請求 〔賃金未払〕 	労	5.1.5	打切り	1	9	白井 小松 糸川 桐淵
				5.2.1				
				5.2.9				
		〔解雇の撤回及び継続勤務の希望並びに未払賃金の支払を求めた事案〕 あっせん員は、金額を含め労使双方の主張に大きな隔たりがあることから、解雇撤回に絞って話し合いを進め、被申請者の状況や主張を聞き取り、調整を行ったが、被申請者の譲歩が望めない以上、あっせんによる解決の見込みがないと判断し、あっせンを打切りとした。						

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				あっせん員 指名年月日				
3	令和5年 (個) 第2号 あっせん 【宿泊業、飲食サービス業】	・未払残業代、休職期間中の所得減及び精神的苦痛に対する慰謝料の請求 〔休業手当〕〔賃金未払〕 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	5.1.10	不開始	-	-	-
				5.2.2				
		〔未払残業代、パワハラ等による精神的苦痛によって勤務不能となったことによる経済的損失及び慰謝料の支払いを求めた事案〕 被申請者の意向を確認したところ、事実が異なっていることから、申請者が求める支払には応じられないとして参加を拒否したため、不開始となった。						
4	令和5年 (個) 第3号 あっせん 【サービス業(他に分類されないもの)】	・訓戒処分の撤回 〔解雇以外の懲戒処分〕	労	5.3.31	取下げ	-	22	堀 小松 川上(裕) 篠崎
				5.4.25				
		〔懲戒処分の撤回を求めた事案〕 申請者は、処分理由及び処分手続に納得がいかず、処分の撤回を求めてあっせんに申請したが、あっせんの前に処分が撤回されたため、申請を取り下げた。						
5	令和5年 (個) 第4号 あっせん 【生活関連サービス業、娯楽業】	・退職の意思表示後の降格処分等の撤回 〔退職〕〔その他賃金〕 ・勤務時間外の対応要求等をやめること 〔時間外労働〕 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	5.5.31	不開始	-	-	-
				5.6.23				
		〔退職の意思表示後に降格処分や一方的な駐車場代の給与からの天引き等が行われたため、これらの行為を行わないよう求めた事案〕 職員調査中に、申請者が労働審判を申し立てたことが判明したため、不開始となった。 * 令和5年(個)第5号とあっせん申請者は異なるが、被申請者及び申立事項は同一						
6	令和5年 (個) 第5号 あっせん 【生活関連サービス業、娯楽業】	・退職の意思表示後の降格処分等の撤回 〔退職〕〔その他賃金〕 ・勤務時間外の対応要求等をやめること 〔時間外労働〕 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	5.5.31	不開始	-	-	-
				5.6.23				
		〔退職の意思表示後に降格処分や一方的な駐車場代の給与からの天引き等が行われたため、これらの行為を行わないよう求めた事案〕 職員調査中に、申請者が労働審判を申し立てたことが判明したため、不開始となった。 * 令和5年(個)第4号とあっせん申請者は異なるが、被申請者及び申立事項は同一						

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				あっせん員 指名年月日				
7 8 9	令和5年 (個) 第6号 あっせん 【医療、福祉】	<ul style="list-style-type: none"> 未払となっている退職金及び賞与の請求 〔賃金未払〕〔その他労働条件等〕 有給休暇未消化の状態における解雇に対する損害賠償の請求 〔年次有給休暇〕 	労	5.11.14	解決	1	21	堀 吉成 市川 篠崎
				5.12.6				
		<p>〔変更した就業規則の有効性について争われた事案〕</p> <p>あっせん員は、就業規則の変更に係る申請者への説明状況等を労使双方から聴取した結果、就業規則の変更手続きに疑義もあることから改正前の就業規則を前提に和解を勧め、解決金支払を内容とした協定書を締結することで労使双方が合意したため、本県紛争は解決した。</p> <p>* 3名の申請者からの申請</p>						
10	令和5年 (個) 第7号 あっせん 【製造業】	<ul style="list-style-type: none"> 不当解雇に対する金銭的負担金の請求 	労	5.12.20	繰越し	-	-	-
		〔試用期間満了後に不採用とされたことに対する金銭解決を求めた事案〕						

※ 処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数